

外来医師多数区域での新規開業は「地域に必要な医療機能を」～外来機能の偏在対策で案

厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会で、外来医療に係る医療提供体制の確保に関連し、外来医療機能の偏在対策の基本的な方針が示され、地域ごとの協議のあり方や新規開業に対して求める事項などの案が挙げられました。

案では、外来医療機能について、すべての地域において既存の医療機関が、今後必要とされる機能をどう担っていくのか検討・協議してはどうかとし、特に、外来医師数が既に充足していると考えられる「外来医師多数区域」では、新規開業に対し、在宅医療、初期救急医療、公衆衛生(学校医、産業医、予防接種等への対応)など、地域で必要とされる(不足している)医療機能を担うよう求めてはどうかと提案しました。近年、高齢者救急搬送の件数が増加しており、中でも軽症・中等症が多いことや、訪問診療の件数が増加しており、在宅医療は地域医療構想の実現においても重要であるなどの背景があり、特に初期救急医療や在宅医療に関して協議が必要ではないかとしています。外来医師多数区域での新規開業に対し、地域に必要な医療機能への対応を求めるとの実効性の確保については、開業の届け出に際して合意を得るなどの方法が案として示されました。外来医師多数区域は、外来医師偏在指標を二次医療圏ごとに集計し、値が一定範囲の圏域とする方法が考えられています。外来医師偏在指標は、診療所医師数を計算式に用いるもので、新たに設けられる「医師偏在指標」に準じた計算式の案が挙がっています。

地域の外来医療機能の偏在や不足への対応に関しては、都道府県の医療計画の一環で、二次医療圏ごとに外来医療の提供体制に関する事項について協議する場を設け、協議の結果を取りまとめて公表する、といった制度が2019年4月に導入されます。協議の場は、地域医療構想調整会議を活用することも可能とされています。

「オンライン服薬指導を対面指導義務の例外として」～薬機法等制度改正に関するとりまとめ

遠隔服薬指導について、遠隔診療の状況を踏まえ、対面でなくともテレビ電話等を用いることで適切な服薬指導が行われると考えられる場合は、対面服薬指導義務の例外を検討する必要があると提言されました。厚生労働省の厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会による「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」の中で示されたものです。例外の具体的な内容については、オンライン診療ガイドラインの内容や特区での実証の状況等に加え、「かかりつけ薬剤師に限定すべき」、「品質の確保など医薬品特有の事情を考慮すべき」など、これまでの議論での指摘を踏まえ、専門家によって適切なルールを検討すべきとしています。併せて、患者の療養の場や生活環境が変化している中で患者が薬剤師による薬学的管理を受ける機会を確保するため、服薬指導および調剤の一部を行う場所について、一定の条件の下で、職場など医療の提供が可能な場を含めるような取り扱いにすべきと指摘しました。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867